

研究論文**鍼灸師の再教育講師養成講習会 一戦後の鍼灸教育の原点一**

奥津貴子

呉竹鍼灸柔整専門学校

【はじめに】

今年（2017年（平成29））は、現行の鍼灸師の身分法である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の前身にあたる「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」（1947年（昭和22）12月20日制定 法律第217号）（略称「あはき法」）が制定されてから70年を迎える。

そのような節目の年に、業界では大きな転機が訪れようとしている。鍼灸師の資質向上を目的に現行法の附属法令であり、学校養成施設の基準を規定した「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（1951年（昭和26）9月13日制定 文部省・厚生省令第2号）が改正され、鍼灸師の教育水準が引き上げられる（2017年（平成29）3月31日制定 文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下、学校養成施設認定規則）。それにより、来年（2018年（平成30））4月1日より、全国各地の鍼灸師の学校養成施設で新しいカリキュラムに基づく教育が始まる。

鍼灸師の資質向上は、日本の鍼灸が発展するためには必要なことであり、いつの時代でも議論され、「永遠の課題」である。今から半世紀以上前、太平洋戦争後のダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）元帥を頂点とする連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers）（以下、GHQ）による占領統治下（1945年（昭和20）～1952年（昭和27））にも、鍼灸師の教育水準の引き上げによる資質向上が図られている。その一環として、各都道府県で既存の鍼灸師を対象にした「再教育講習会」が開催されている。

その講師の養成として開催されたのが表題の「再教育講師養成講習会」である。再教育講師養成講習会は、1948年（昭和23）9月12日から9月26日の15日間にわたり、東京都北多摩郡小金井町（現・小金井市）にある日本青年館の分館である浴恩館（注1）で開催された

（9月13日、22日は厚生省（現・厚生労働省）大講堂、16日は東京大学講堂（安田講堂）で開催される）。受講生は各都道府県の鍼灸の業界団体から推薦された者であり、彼らは講習会終了後、各都道府県での再教育講習会で講師を務め、鍼灸師の資質向上に尽力している。そのような経緯から再教育講師養成講習会が「戦後の鍼灸教育の原点」であると言っても過言ではない。今日と同じようなことが敗戦による混乱の中で行われていたことは、驚嘆に値する。

本研究では先人が再教育講師養成講習会を通して、どのようにして戦後の鍼灸の発展を図ろうとしたのかを検証し、現代の課題を考察する。

【調査方法】

本研究では、主に当時の資料を調査した。

1. 再教育講師養成講習会に関する当時の資料（佐賀県・中島富夫先生所蔵）
所蔵者である中島富夫先生は、佐賀県の代表として再教育講師養成講習会に受講生として参加し、その後、佐賀県での再教育講習会で講師を務めている。
2. 『再教育講義要録』（神奈川県はり、きゅう、あん摩、マッサージ師会連盟編集）
神奈川県での再教育講習会で使われたテキスト。再教育講師養成講習会の講義内容をもとに編集されている。
3. 日本鍼灸マッサージ師会連盟の資料
日本鍼灸マッサージ師会連盟は当時の鍼灸師の全国組織であり、厚生省に委託されて再教育講師養成講習会を主催している。
4. 「GHQ／SCAP文書」（米国国立公文書館・国立国会図書館所蔵）
GHQの公文書。「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」制定に関する覚書（メモランダム）を収蔵している

- る。
5. 「プラング文庫」(米国メリーランド大学・国立国会図書館所蔵)
G H Qが検閲した日本の出版物のコレクション。『医道の日本』(医道の日本社)など、当時の鍼灸専門誌を収蔵している。
 6. 国立公文書館に所蔵されている「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」と、その附属法令である「あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師等学校養成施設認定規則」(1948年(昭和23)4月7日制定 文部省・厚生省令第1号)に関する公文書。
 7. 『国会会議録』
衆議院・参議院の本会議及び全委員会の会議録。
 8. 『官報』
日本政府が発行している日刊機関紙。法令や国会事項、官庁事項など、政府が国民に周知させたい事項を掲載している。

【鍼灸師の再教育が行われた背景】

太平洋戦争後の混乱の中、既存の鍼灸師に対する再教育が行われた背景を明らかにするために「『あはき法』制定以前の教育制度」と「G H Qによる医療改革」、そして「『あはき法』制定の経緯」をたどる。

1. 「あはき法」制定以前の教育制度

「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が制定される前の鍼灸師の社会的地位は、現在と比較すると低いものであった。その違いは現行法と当時の鍼灸の法令である「鍼術、灸術営業取締規則」(1911年(明治44)8月14日制定 内務省令第11号) (以下、営業取締規則)を比較すると一目瞭然である。

①鍼灸師の身分

現行法では、鍼灸師は「医療従事者」としての身分が保証されているが(身分免許)、「営業取締規則」では名称からも分かる通り、鍼灸を「医療」というよりもむしろ「商売」として扱っており、業とするには牛馬商、古物商、質屋、薬種商などの商人と同じように

行政庁(内務省(警察))から「鑑札」という、言わば「営業許可証」を受けなければならなかつた(営業免許)。

②教育制度

「営業取締規則」では鍼灸を「医療」というよりもむしろ「商売」として扱っていたことから、教育制度も現在と違うものであった。現行法では、免許を取得するには皆、厚生労働大臣に指定された学校を卒業した後に試験を受けて合格しなければ免許は与えられない。このように現在は教育制度が統一されており、一定のレベルを保つことができる。しかし、「営業取締規則」では免許を取得するには2つの方法があった。ひとつは都道府県知事が指定した学校を卒業し、無試験で免許を取得するというものであり、もうひとつは、治療院で4年以上の経験を積んだ後に都道府県知事が実施する試験に合格して免許を取得するというもので、いわゆる「実務経験」も認められていた。現在と違い、教育制度が統一されておらず、鍼灸師のレベルも様々であった。

また、「営業取締規則」には附属法令として「按摩術鍼術又ハ灸術学校若シクハ同講習所ノ指定標準ノ件」(1911年(明治44)12月14日制定 内務省訓令631号)があり、学校または講習所の指定に際し、基準となるべき要件が定められていた。必修科目については「少クトモ人体ノ構造及ビ主要器官の機能並ニ筋ト神経脈管トノ関係、身体各部ノ刺鍼法又ハ灸点法並ニ經穴及ビ禁穴消毒法大意、鍼術又ハ灸術ノ實地ヲ教授スルコト」とし、今で言う「解剖学」、「生理学」、「病理学」、「消毒法」、「經穴学」、「鍼術及び灸術の理論」並びに「実技」の必修が定められているが、現在の「東洋医学概論」に相当する東洋医学の理論を学ぶ科目は必修とされていない。

「営業取締規則」制定当時、日本の近代化を図るために、医学校では西洋医学を中心とした教育が行われており、日本の伝統医療であり、東洋医学の治療技術である鍼灸にもその影響が及んでいたことが分かる。

2. G H Qによる医療改革

太平洋戦争後、日本を占領統治していたG H Qは、日本の民主化・近代化を図るために、

旧来の様々な制度の改革を進めた。当時、日本は敗戦による混乱から医療設備や医薬品が不足し、劣悪な環境に置かれており、その解決策としてGHQは、最新の西洋医学（現代医学）に基づく新しい医療制度を作ろうとしていた。その中心になったのが公衆衛生福祉局 (Public Health and Welfare Section)

(以下、PHW) という部署で、医師であるクロフォード・F・サムス (Crawford F. Sams) 局長はじめ、スタッフのほとんどが医療の専門家であった。彼らは「軍人」というよりもむしろ「医療人」の視点で改革を進めていた。

GHQにとって日本の伝統医療である鍼灸は「怪しげな（疑わしい、いかがわしい）医療」であり（注2）、その実態を知るために全国各地で実態調査を行っている。その一環として、1947年7月、GHQ三重軍政部による三重県立医学専門学校（現・三重大学医学部）校長である石川日出鶴丸博士との会談、ならびに鍼灸師であり、石川博士が主宰する鍼灸の研究団体「龍胆会」の会員である樋口鉄之助氏（その後に起きたGHQ旋風での業界による鍼灸存続運動で活躍する。後年、初代日本鍼灸師会会長に就任する）による実技供覧が行われている。この時、石川博士と会談したフィリップ・A・ワイズマン軍医中尉は鍼灸に関する次の問題点を挙げ、鍼灸の「危険性」、「不衛生さ」、そして「教育制度の不備」を指摘した。

1. 質的に低く、野蛮な治療法である。1)

西洋人にとって鍼灸は「未知の医療」であり、人体に鍼を刺す・灸を据える行為は「危険行為」に映った。GHQによるB・C級戦犯裁判でも、戦中、日本軍の捕虜収容所で行わられた外国人捕虜に対する灸治療が「虐待行為である」と見なされ、裁判の争点になっている。また、東洋医学の治療技術である鍼灸は、科学的根拠に基づいて西洋医学の教育を受けている彼らにとって「非科学的」なものであった。当時、鍼灸にも近代化の波が押し寄せており、西洋医学の枠に入れようとする動きがあり、その治療効果の科学的根拠を証明するための研究が進められていたが、彼らにとって「非科学的」である鍼灸は受け入れ難いものであり、質的に低いと捉えたと

考えられる。

2. 消毒の観念が定着しておらず、不衛生である。1)

当時は現在よりも消毒の観念が徹底されておらず、意識が低い者もいた。ワイズマン軍医中尉も鍼に唾をつけて刺入している者がいることを指摘している。

3. 医療としての教育制度が整備されていない。1)

当時の「営業取締規則」では学校教育の他に治療院での実務経験を積んだ上の免許取得も認められており、すべての人がきちんとした教育を受けているとは限られていなかった。そのため、鍼灸師のレベルも様々であり、消毒に対する意識にも違いが生じていた。このような現状に対し、アメリカの大学などで西洋医学の教育を受けているワイズマン軍医中尉やサムス局長らPHWのスタッフは、当時の日本の鍼灸師の教育制度に疑問を持っていたと考えられる。

これに対し、石川博士は樋口氏による実技供覧の際には消毒を徹底し、痛くない鍼と痕を残さない灸を行わせている。さらに、鍼灸の科学的根拠を証明するためにGHQとの共通言語である「最新の西洋医学（現代医学）に基づく医学的説明」をした上で「今後は既存の鍼灸師に対して再教育を行い、資質向上を図りたい。将来は大学教育にまで発展させたい」とした教育についての将来の構想を述べている。ワイズマン軍医中尉も鍼灸の理論に理解を示し、研究を奨励するとともに、早急に現代医学と鍼灸医療との比較対照を作成することを注文している。

終戦直後、石川博士は鍼灸に危機が迫っていることを予測し、龍胆会の会員に対し、「敗戦により鍼灸は禁止される恐れがある。幸いにもアメリカ人は特に科学を尊ぶ民族であるから、鍼灸の科学的根拠が認められれば存続が認められる可能性は高いので、今からそれに備えて準備を始めなくてはならない」2)と述べている。石川博士は漢方医を父に持ち、戦前、ドイツ、イギリス、ロシアで最新の西洋医学（現代医学）を学び、その後は京都帝国大学教授として教育現場の最前線で生理学の研究を行っている。また、その研究の一

環として鍼灸の科学的根拠を証明するための研究を行っており、京都帝国大学を定年退官後、新設された三重県立医学専門学校の初代校長に就任すると、校長官舎に「大東亜鍼灸医会」を設置し、機関誌『鍼灸医学』を発刊している。さらに、三重県立医学専門学校附属病院内に「鍼灸療法科」(科長に龍胆会の会員である鍼灸師の高橋大和氏が就任する)を設置し、当時としては東洋医学と西洋医学の融合とも言うべき画期的なことに取り組み、鍼灸の研究にますます情熱を燃やしていた。このような経歴を持つ石川博士であるが、当時の日本の鍼灸は「安全性」、「衛生面」において改善すべき点が多く、その根本的な解決には「教育制度の改革」が不可欠であると考えたのであろう。ワイスマン軍医中尉との会談に用意周到な準備をして臨んだ理由も分かる。しかし、間もなくして石川博士の予測は的中することになる。

3. 「あはき法」制定の経緯

①GHQ旋風

太平洋戦争後、新しい憲法として「日本国憲法」が制定され、旧憲法である「大日本帝国憲法」下で制定された従来の「営業取締規則」が1947年(昭和22)12月31日を以て廃止されることから、これに代わる新しい法律を制定する必要が生じた。そのため、厚生省は、失効期限に間に合うように新しい法律の制定の準備を進めていた。

一方、業界にとって厚生省による新しい法律制定は待ち望んでいたことであった。当時の鍼灸師は「営業取締規則」により社会的地位は現在と比較すると低いものであり、この現実は日本の医療を支えているという自負を持つ業界にとって耐えられないことであった。このため業界は、戦前から鍼灸師の資質向上・社会的地位向上を目指し、「営業取締規則」の改正を求める運動を展開していたが、実現には至っていないという経緯があった。

しかし、その最中の1947年(昭和22)9月23日、GHQは厚生省医務局(当時の局長は東龍太郎氏)の職員と厚生大臣(当時の厚生大臣は一松定吉氏)の諮問機関である医療制度審議会の委員6名(中山寿彦博士(日

本医師会会长)、坂口康蔵博士(東京帝国大学教授・国立第一病院院長)、塩田広重博士(日本医科大学学長)、西野忠次郎博士(慶應大学教授)、板倉武博士(東京帝国大学講師)、勝俣稔博士(前厚生省衛生局長))を呼び、次のことを伝えた。

「自動車の運転手は自動車の性能、機械の構造等を知らねばならぬ。人間も治療に当たっては身体のすべてについて知識がなければ害が多い。しかるに東洋古来の療法であつて効くものもあるが、現在行っている業者は身体に関する知識が低いから害があると思う。晴眼者でさえ難しいものを視覚障害者にやらせるとは何事だ。故にこの際禁止を要求したい。日本政府はいかが思うか」3)。

そして「鍼灸禁止令」を思わせるような次の厳しい勧告を伝え、法律の制定に「待った」をかけたのである。特にGHQは、従来から日本で行われていた視覚障害者による鍼灸治療を「危険行為」であるとして問題視していた。

1. 盲人による鍼灸、按摩は全面的に禁止したい。
2. この際、鍼灸、按摩、柔道整復等療術は全面的禁止を要望する。
3. これらを現行医療制度の中で存続させたいのであれば、10月2日までにその理由を書いて提出すること。4)

GHQによる厳しい勧告は、後に業界で「GHQから『鍼灸禁止令』が出された」と解釈され、やがて危機感を募らせた全国の業界関係者が一致団結し、鍼灸の存続を求める運動を展開することになる。特に盲学校関係者と視覚障害者の業者による存続運動は激しく、10月30日に皇居前広場で今関秀雄氏を委員長とする「業権擁護全国盲人大会」を開催し、国会議事堂の周辺で大規模なデモ行進を行っている。このように業界を窮地に陥れた出来事は後世「GHQ旋風」と呼ばれることになるが、その名称からも分かる通り、当時の業界にとって「寝耳に水」の衝撃的な出来事であった。

②GHQと厚生省との協議

GHQによる「鍼灸禁止令」を思わせる厳しい勧告から9日後の10月2日、厚生省医

務局の職員と医療制度審議会の6名の委員はGHQに対し、次の答申をした。

1. 鍼、灸、マッサージ、柔道整復術営業者はすべて医師の指導のもとでなければ患者に対してその施術を行ってはならない。
2. 鍼、灸営業については、盲人には原則として新規には免許を与えない（ただし、すでに営業している者や盲学校において鍼灸を学んでいる者に対しては既得権を認める）。
3. 柔道整復術営業については、原則として新規には免許を与えない。
4. いわゆる医業類似行為は、すべてこれを禁止すること。⁵⁾

この時、厚生省医務局の高田浩運課長はGHQに対し、次の意見を述べた。

1. 多くの国会議員が鍼灸を支持し、その不利益につながるような法律制定に反対している。
2. もしも、鍼灸にとって不利益な法律が制定された場合、視覚障害者などを含む多くの鍼灸師やその治療を必要としている国民がその影響を受ける。

当時、厚生省は鍼灸が国民の生活に根強く浸透し、視覚障害者の生業と位置付けられている日本の現状を考慮した法律の制定を目指していた。法案の作成に携わっていた高田課長は「このままでは新しい法律を制定することができず、多くの鍼灸師が路頭に迷い、社会的混乱が生じる」という危機感を抱いたのであろう。GHQに対し、鍼灸を禁止した場合の不利益を率直に示すことで日本の鍼灸が置かれている現状を理解させ、新しい法律の制定を認めさせようとしたのではないかと考えられる。

さらに、厚生省は「既存の鍼灸師に対しては再教育を行うこと」と、「鍼灸治療の安全性を医師に証明してもらうこと」を提案している。これに対し、GHQは「厚生省がきちんとした法案を作成するならば、法律の制定に着手しても良い」と示して新しい法律の制定を認めている。その結果、1947年（昭和22）12月20日に「あん摩、

はり、きゅう、柔道整復等営業法」が制定され、翌年（1948年（昭和23）1月1日に施行された。

このような経緯から既存の鍼灸師に対する再教育は、GHQと厚生省との「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」の制定をめぐる協議の中で決められたことが分かる。一見、再教育は厚生省がGHQに法律の制定を認めさせるために考えた「秘策」と思われるが、決してそうではない。再教育は当時の教育制度を見ると必要なことであり、GHQに指摘されなくても、鍼灸師の資質向上を図るためにも早急に取り組まなければいけない課題であった。

【学校養成施設認定規則の制定】

「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」の附属法令として「あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師等学校養成施設認定規則」（1948年（昭和23）4月7日制定 文部省・厚生省令第1号）が制定され、新しいカリキュラムが示された。当時のカリキュラムは現行のカリキュラムと同じ教科が並んでいることから、その「原型」に当たるものであることが分かるが、今までにない画期的な内容であり、鍼灸師に高度な教育水準を要求したものであった。

1. 医学専門学校に準ずるカリキュラム

当時のカリキュラムはGHQから「鍼灸禁止令」を思わせる厳しい勧告を受けた影響もあり、従来の「按摩術鍼術又ハ灸術学校若シクハ同講習所ノ指定標準ノ件」で必修科目とされていた解剖学、生理学、病理学などの「専門教科」（現行規則の「専門基礎分野」と「専門分野」を合わせたものに相当する）の他に、新たに現行規則の「基礎分野」に相当する「普通教科」も必修とするなど、旧制の医学専門学校（注3）に準ずる内容になっている。

また、按摩・鍼・灸の三科で修業年限が5年以上、入学資格は中学校、またはこれに準じる学校を卒業、または監督官庁が定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者と定められている。さらに、授業時間数は5915時間と

規定され、来年度（2018年（平成30））から始まる新しいカリキュラムの授業時間数である2835時間の2倍以上にもわたる長い時間数が課せられており、鍼灸師に高度な教育水準を要求していたことが分かる（注4）。（表1）

2. 「漢方概論」の導入

新しいカリキュラムは医学専門学校に準じた内容である一方で、新たに現在の東洋医学概論に相当する「漢方概論」（当時の漢方概論には経穴学が含まれていた）が「専門教科」として導入されたことは画期的なことであった。当時、GHQ旋風の影響もあり、鍼灸の科学化（最新の西洋医学（現代医学）に基づく鍼灸）を推進する動きがあり、古典鍼灸（伝統鍼灸（東洋医学に基づく鍼灸））は押されつつあったが、鍼灸の本来の基本理論である東洋医学を見直す動きもあった。その原動力になつたものとして、戦前から戦中にかけての2つの出来事にあると考えられる。

① 東洋医学の復興運動

明治からの国家による近代化政策により、西洋医学が導入され、日本の伝統医療である鍼灸の基本理論である東洋医学は押されつつあったが、昭和に入ると医学者や鍼灸師による東洋医学の復興が図られるようになった。

i. 医学者による復興運動

1938年（昭和13）、「日本医学研究会」が設立され、会長である橋田邦彦博士（東京帝国大学教授。父は漢方医。戦前・戦中にかけて近衛秀麿内閣と東條英機内閣で文部大臣を務める）ら医学者を中心に東洋医学は「全機性」を持つ医学であると評価し、東洋医学と西洋医学を融合した日本独自の医学を作ろうとした動きがあった。また同年、前年（1937年（昭和12））に開講した「拓殖大学漢方医学講座」を基盤に大塚敬節氏や矢数道明氏（両氏とも戦後、日本東洋医学会の創立に尽力する。また、大塚氏は初代、矢数氏は2代目の北里研究所附属東洋医学総合研究所（現・北里大学東洋医学総合研究所）所長に就任する）をはじめとする医師、薬剤師、鍼灸師らによる「東亜医学協会」が設立され、戦後、数多くの人材を輩出した。

ii. 鍼灸師による復興運動

医学者だけでなく、鍼灸師にも同じような動きがあった。柳谷素靈氏（当時、日本高等鍼灸学院院長。戦後、東洋鍼灸専門学校を創立する）による「古典に還れ」を合言葉にした運動である。柳谷氏は「現代医学と古典医学を勉強し、その優劣を見極めた上で初めて古典医学とは何かを知ることができる」と提唱し、1940年（昭和15）に「古典研究会」を設立している。

（表1）「あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師等学校養成施設認定規則」

（1948年（昭和23）4月7日制定 文部省・厚生省令第1号）

（注1）（ ）内の数字は按摩、鍼、灸の三科の授業時間数（合計 5915 時間）

（注2）柔道整復理論と柔道整復実技は含まれない。

専門 教科 (3990)	学 科 (2170)	解剖学(280)	症候概論(280)	はり理論(105)	医事法規(35)
		生理学(280)	治療一般(280)	きゅう理論(105)	
		病理学(210)	漢方概論(175) (経穴を含む)	柔道整復理論	
		衛生学(210) (消毒法を含む)	あん摩理論(140)	医学史(70)	
	実 技 (1820)	あん摩実技(630)	はり実技(700)	きゅう実技(490)	柔道整復実技
普通教科 (1575)	国 語(210)	体 育(280)	理 科(315)		
	社 会(315)	数 学(245) (統計を含む)	外 国 語(210)		
選択教科(350)	家 庭	看 護	音 楽	そ の 他	

柳谷氏は古典に傾倒することで東洋医学と西洋医学との長所と短所を見出し、病人を救済できる最高の医学を構築しようとしていた。やがて、その流れは柳谷氏の弟子である岡部素道氏と井上憲理氏、そして竹山晋一郎氏による「経絡治療」に繋がっていく。

②国家政策での実績

鍼灸には戦前から戦中にかけて、国家政策に取り入れられ、国民の健康維持に貢献したという実績があった。当時、戦争の激化による医薬品不足を補うために軍隊や満蒙開拓団で鍼灸が取り入れられ、代田文誌氏など多くの鍼灸師が携わっている。また、その実績を受けて1943年(昭和18)には厚生省の援助により、半官半民の研究機関である「東亜治療研究所」が東京の同愛記念病院内に設立され、東洋医学に関する研究が行われている。初代所長に就任したのは日本医学研究会の副会長である板倉武博士(東京帝国大学講師。当時、その傍ら同愛記念病院内科医長を務めていた)であり、漢方部門は大塚敏節氏、鍼灸部門は岡部素道氏が担当している。1944年(昭和19)には漢方エキス剤の開発という大きな功績を残している(東亜医学研究所での漢方エキス剤の製造は敗戦により中断している)。

板倉博士は戦後の「鍼灸禁止令」の際に医療制度審議会の委員としてGHQとの協議に当たり、「東洋医学も確立された医学であり、将来、東西両方の医学が融合すれば、『眞の医学』が誕生することを確信している」として東洋医学の重要性を述べて鍼灸の存続を訴えているが、その理念の根拠になったのは、自らの研究活動にあった。板倉博士は文部省(現・文部科学省)在外研究員としてアメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどの欧米諸国に留学した経験を持ち、東洋医学の古典である『傷寒論』の研究から「西洋医学は疾病の本態を追究し、その予防に貢献しており、東洋医学は治療の術として発展したものである」として西洋医学と東洋医学の融合を目指しており、その流れの

中に日本医学研究会への参加、そして東亜治療研究所での研究活動があった。

戦前から戦中にかけての医学者と鍼灸師による東洋医学の復興運動と国家政策での実績がなければ、戦後の学校養成施設のカリキュラムに漢方概論が導入されることはない。現代の鍼灸師は少なからず歴史の影響を受けており、その歴史を知ることは自らが置かれた社会を知ることにも繋がるということを忘れてはならない。

【再教育講師養成講習会】

身分法制定の条件として行われることが決まった再教育講習会の講師を養成するため開催された再教育講師養成講習会とはどのようなものであったのであろうか。

1. 主催者は業界団体

再教育講師養成講習会は厚生省後援の下、当時の鍼灸師の全国組織である「日本鍼灸マッサージ師会連盟」の主催で開催されている。本来、このような講習会は厚生省の主催で開催するはずであり、当初、厚生省もGHQとの協議の中で厚生省がカリキュラム作成することを提案していたが、この提案にGHQが「厚生省がカリキュラムを作成することは、厚生省が鍼灸を後援(保証)していることにつながる」として反対を示したためである。当時、GHQは占領下の日本で、最新の西洋医学(現代医学)を中心とした医療制度を構築しようとしていた。そのような中で厚生省が主催して鍼灸師の再教育を実施することになれば、国家(厚生省)が西洋医学と対峙する東洋医学を認めたことになり、GHQの政策に相反することになる。当時の絶対的権力者であるGHQにとって、それは不都合なことであった。日本鍼灸マッサージ師会連盟も厚生省が主催と思っていたが、厚生省から「業界団体の主催で開催すること」を指示され、困惑している。この経緯から当時、「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」という身分法が制定されたとは言え、GHQに

とって鍼灸に対する疑念は払拭されておらず、既存の鍼灸師に対する再教育は厚生省から業界へ「丸投げ」された仕事であったことが分かる。

厚生省から講習会を委託された日本鍼灸マッサージ師会連盟は、鍼灸存続運動（GHQ旋風）の際に運動の先頭に立っていた業界団体であった。主要メンバーには、会長であり、鍼灸師のスポーツトレーナーの草分け的存在であった小守良勝氏をはじめ、戦後初の参議院選挙で業界代表として当選した小林勝馬氏、柳谷素靈氏の弟子であり、経絡治療を広めた岡部素道氏と井上恵理氏、九州連合鍼灸按摩師会会长であり、後年、花田学園を創立する花田傳氏、医道の日本社の主幹である戸部宗七郎氏など、戦後の鍼灸を支えた人々がいた。折しも再教育講師養成講習会が行われようとしていた頃、「鍼灸禁止令」の際に浮き彫りにされた鍼灸の問題点を改善するために、鍼灸の教育・研究の拠点である「東方治療研究所」を東京都品川区大井森下町（現・大井2丁目）に設立している（注5）。初代所長には板倉博士を迎えており、太平洋戦争の激化で中断されていた東亜治療研究所での研究活動を再開させるねらいもあったのではないかと考えられる。このように鍼灸の未来を明るいものにしようとしていた彼らであったことから講習会のカリキュラムと講師の選定には、当然、力が入っていた。

2. 未来を見据えたカリキュラム

再教育講師養成講習会のカリキュラムは「学校養成施設認定規則」に基づいて作られている。講義は解剖学、生理学、病理学などの西洋医学、そして漢方概論、經穴学（当時のカリキュラムでの漢方概論には經穴学が含まれているが、再教育講師養成講習会では別々に講義している）などの東洋医学など合わせて33の講義があり、講義時間は15日間、延べ89時間に及んでいる。その中で特に興味深い科目は「スポーツ医学」と小守良勝氏を講師とする「スポーツマッサージ術」である。

(表2)

「学校養成施設認定規則」に基づくカリキュラムにこれらの名称がついた科目はないが、「普通教科」の「体育」に相当するものであると考えられる。日本では戦前から鍼灸師がプロ野球でスポーツトレーナーとして活躍していたという実績があったが、戦中はスポーツが満足にできる状態ではなかったことからスポーツトレーナーの活動も中断を余儀なくされていた。戦後、世の中が安定すればスポーツが復活し、スポーツトレーナーの需要も高まると見込み、その草分け的存在である小守良勝氏にスポーツマッサージの講義を行わせることで鍼灸師の活躍の場をさらに広げようとしていたと考えられる（当時の鍼灸師の中には按摩師の資格を持つ者が数多かったです）。現代でも、スポーツトレーナーとして活躍している鍼灸師はいるが、折しも3年後の2020年に東京オリンピックの開催を控え、鍼灸師の資格を持つスポーツトレーナーの需要が高まっている。半世紀以上前の業界がこのような未来を予想していたのかと思うと脱帽せざるを得ない。

3. 第一線で活躍する講師陣

再教育講師養成講習会で講師を務めたのは、当時、第一線で活躍していた厚生省官僚、大学教授、医師、盲学校教員、鍼灸師である。講師には板倉武博士、清水藤太郎博士、間中喜雄氏、大塚敬節氏、柳谷素靈氏、代田文誌氏、竹山晋一郎氏、岡部素道氏、井上恵理氏、小守良勝氏、芹澤勝助氏、今関秀雄氏、小林勝馬氏など鍼灸・漢方を代表する者や、小川鼎三博士、沖中重雄博士、加藤元一博士（石川日出鶴丸博士の弟子）など医学界を代表する者など、現代にも名を残している人々が連ねており、日本の鍼灸のレベルを向上させようとした業界の意気込みが伝わる（注6）。

4. 夜間講義の実施

再教育講師養成講習会は昼間だけでなく、夜間にも課外授業として講義や研究会が行われている。この時の講義は臨床に関するものが多く、注目すべきことが2つある。（表3）

(表2) 再教育講師養成講習会 時間割

回数	月日	時間	学科	講師	肩書
1	9/12(日)	8~10	閉講式		
		10~11	病理学	大村 清二	日本医科大学教授
		13~16			
2	9/13(月)	9~12	生理学	加藤 元一	慶應大学教授
		13~16	医史学	五十嵐 義明	厚生省技官
3	9/14(火)	8~11	治療一般	板倉 武	東京大学講師 東方治療研究所長
		13~16	衛生消毒学	芦田 定蔵	厚生省技官
4	9/15(水)	8~12	症候一般	間中 喜雄	間中病院長
		13~16	鍼灸原論・実技	井上 恵理	東方治療研究所員
5	9/16(木)	9~12	解剖学	小川 鼎三	東京大学教授
		13~16	生理学	沖中 重雄	東京大学教授
6	9/17(金)	8~12	漢方概論	大塚 敬節	元拓殖大学講師
		13~16	灸術 原論・実技	岡部 素道	東方治療研究所員
7	9/18(土)	見学(東京大学、慶應大学、その他)			
8	9/19(日)	8~10	衛生学	芦田 定蔵／岩佐 清	厚生省技官
		10~12	按術 原論・実技	小野寺 謙治	元同愛盲学校教諭
		13~14	鍼灸原論・実技	今関 秀雄	元兵庫県立盲学校校長
9	9/20(月)	8~12	経穴学	柳谷 素盈	元拓殖大学講師
		13~16	灸術 原論・実技	芹澤 勝助	官立東京盲学校教官
10	9/21(火)	8~10	医事法規	鈴村 信悟／松下 康蔵	厚生省事務官
		10~12	経穴学	柳谷 素盈	元拓殖大学講師
		13~16	灸術 原論・実技	代田 文誌	元拓殖大学講師
11	9/22(水)	8~12	普通学	文部省	
		13~15	看護学	木田 二枝	厚生省技官
		15~17	薬物学	清水 藤太郎	東邦大学教授
12	9/23(木)	8~9	マッサージ理論	金子 魁一	医学博士
		9~12	マッサージ術 原論・実技	野本 光綱	官立東京盲学校教官
		13~16	鍼灸原論・実技	戸田 恵	元杉山鍼灸教諭
13	9/24(金)	8~9	スポーツ医学	齋藤 一男	日本医科大学教授
		9~12	スポーツマッサージ術	小守 良勝	日本野球連盟・東京六大学野球 トレーナー
		13~15	医学史	竹山 晋一郎	日本鍼灸医学研究所主事
		15~17	按術 原論・実技	高橋 忠次郎	都立盲学校教諭
14	9/25(土)	8~11	按術 原論・実技	小川 源助	官立東京盲学校教官
		13~16	各種研究法	板倉 武	東京大学講師 東方治療研究所長
15	9/26(日)	8~10	普通学	文部省	
		10~12	政治	小林 勝馬	参議院議員
		13	閉講式		

(表3) 再教育講師養成講習会 時間割 科外(夜間)

回数	月日	講習	講師
2	9/13(月)	坐骨神経痛の臨床	木下 晴都
3	9/14(火)	経絡治療の実際概論	竹山 晋一郎
4	9/15(水)	経絡治療の実際診断	岡部 素道
5	9/16(木)	経絡治療の実際治療	井上 恵理
6	9/17(金)	座談研究会	
8	9/19(日)	肩痛の臨床	小川 晴通
9	9/20(月)	座談研究会	
10	9/21(火)	高血圧の臨床	加藤 博敏
11	9/22(水)	座談懇親会	
12	9/23(木)	夜尿症の臨床	福本 憲太郎
13	9/24(金)	座談会 ヒヨウ症の研究	田上 智加子
14	9/25(土)	研究会	

①若手の起用

講師として木下晴都氏はるとと小川晴通氏はるみちが起用されている。現在では業界の歴史に名を残す人物として広く知られているが、当時は若手であった。この時から次世代を担う後継者として注目されていたのであろう。後年彼らは、岡部素道氏や花田傳氏などG H Q旋風の先頭に立っていた人々の死後、業界を支え、鍼灸師の社会的地位向上を目指して活躍している。

②古典鍼灸の復興

古典鍼灸のひとつである経絡治療に関する講義があり、その中心人物である岡部素道氏そじゅう、井上恵理氏けいり、竹山晋一郎氏が講師を務めている。戦後の「学校養成施設認定規則」に新たに漢方概論が加わったことを機に、鍼灸の源流である東洋医学の教育に重点を置こうとした表れではないかと考えられる。再教育講師養成講習会を通じて戦後、G H Qの「鍼灸禁止令」の影響で「鍼灸の科学化」に押されつつあつた古典鍼灸の復興を図ると共に、業界全体に東洋医学の再考を促していたのではないだろうか。

5. 受講生の視点から見た再教育講師養成講習会

再教育講師養成講習会は、現代の鍼灸師から見ても量的にも質的にも驚異的な講習会であったが、当時の鍼灸師にはどのように映ったのであろうか。それについては、当時の『医道の日本』に掲載されている受講生の感想から知ることができる。その記事から時代を超えて生きしい現場の様子が伝わり、興味深い(石井陶伯、長嶋善作、井上光金、小松馬太。日鍼連再教育講師養成講習会受講記。医道の日本 1948年11月号:6-9)。

再教育講師養成講習会は、夏の厳しい暑さが残る9月12日から9月26日の15日間という長い期間にわたり、朝から晩まで一日中行われていた。また、各都道府県から200名程の多くの受講生が集まつたことから、教室は常に満員であった。当然、現代のように換気・冷房設備はなく、決して良い環境とは言える状態ではなか

った(注7)。

講義内容については、受講者から良くも悪くも様々な感想が寄せられている。「良い講義もあるが、レベルが低い講義も大分ある」と指摘したものもある。また、「受講生が多く、教室が狭い」、「時間の割には量が多く、詰め込むことが出来ない」、「心身共に疲れた」などの不満を述べたものもある。このような不満は現代の教育現場でも起こり得ることであり、学校養成施設は「未来の鍼灸師」である学生にとって学びやすい環境を提供することに努めなければならないということを痛感する。

受講生にとっては、かなり厳しい環境であったが、そのような状況の中でも各都道府県の代表として、鍼灸の未来に思いを馳せながら熱心に耳を傾けていたようである。受講生の中には地元の鍼灸師会から助成金を受けて上京している者もあり(注8)、地元の期待を背負って講習会に参加していたことが分かる。15日間にわたる講習会が修了すると、受講生には修了証と講師適任証が授与されており、東京での再教育講師養成講習会は講師を養成するための講習会として効力を持っていたと考えられる。

【各都道府県での再教育講習会】

再教育講師養成講習会の講義内容については様々な意見があったが、後に行われた各都道府県での再教育講習会で参考にされている。そのことを裏付ける資料として「神奈川県はり、きゅう、あん摩、マッサージ師会連盟」が編集した『再教育講義要録』がある。『再教育講義要録』の「はしがき」には「浴恩館よくおんかんでの再教育講師養成講習会の講義をもとに神奈川県での再教育講習会のテキストとして編集された」ということがはっきりと記されている。『再教育講義要録』を読むと、講義を聞き漏らすことなく、丁寧に記録されていることが分かり、当時の受講生の熱心さに感嘆せざるを得ない。

また、講師が独自にプリントを作成し

ている場合もあった。「調査方法」で紹介した佐賀県の中島富夫先生は「自律神経と鍼灸作用」というプリントを作成している。このプリントも東京での再教育講師養成講習会の講義内容を参考にしていると思われるが、受講生が理解しやすいように手書きのイラストが描かれ、簡潔な内容になっている。自分が持っている知識をいかに他人に分かりやすく伝えるかという課題は、現代の教育現場にも通じることである。

都道府県での再教育は都道府県衛生部の後援の下、都道府県の業界団体が主催し、講師として東京での再教育講師養成講習会に参加した鍼灸師の他に都道府県衛生部の職員やその地域にある大学の教授などが務めている。地域により日程は様々であるが、ほとんどが業者に負担がかからないように日程を組んでおり、修了するのに数ヶ月から1年はかかっていたようである。講習会修了者には都道府県知事の氏名が記された修了証が授与されており、主催者である日本鍼灸マッサージ師会連盟が「再教育講習会を受けなければ免許の取消しもやむを得ない」と示していることから、再教育講習会の受講は強制であったと考えられる。

【鍼灸師の再教育が後世に与えた影響】

既存の鍼灸師に対する再教育は、G H Qに法律の制定を認めさせるための手段ではあったが、当時の状況を見ると、鍼灸師の資質を向上させるためには必要なことであった。既存の鍼灸師に対する再教育が行われることがなければ、鍼灸師の資質は向上することなく、さらにレベルが低いものであったかも知れない。再教育は、業界に教育の大切さを認識させる良い機会となった。

また、国家の近代化政策により衰退しつつあった東洋医学の復興の原動力にもなった。戦前から戦中にかけて医学学者や鍼灸師による東洋医学の復興運動が行われていたが、戦後の身分法制定により学校養成施設のカリキュラムに漢方概論が

導入され、既存の鍼灸師に対する再教育にも取り入れられることで業界に鍼灸の源流である東洋医学の重要性を再認識させ、戦後の鍼灸教育の原点になった。そのように考えると戦後の再教育は日本の鍼灸の歴史の中で画期的な出来事であり、鍼灸師の資質向上を図る上で意義あることであったと言える。

【おわりに】

来年(2018年(平成30))から全国各地の鍼灸師の学校養成施設で始まる新しいカリキュラムに向けて、現場は右往左往しながら準備を進めている。

新しいカリキュラムは現行のカリキュラムと比較すると科目数や授業時間数、そして臨床実習の回数が多くなることから、現場では様々な不安が渦巻いており、今回のカリキュラム改正を「マイナス思考」に捉える傾向が強い。しかし、このような状況の中では至難なことかも知れないが、この試練を「日本の鍼灸が発展する絶好の機会である」として「プラス思考」に切り換えるべきではないだろうか。

日本の鍼灸師にとって初めての身分法である「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」の制定から70年を迎えた今(2017年(平成29))、新たな問題が発生している。社会の変化・疾病の多様化により、鍼灸師への期待が高まる一方で、学校養成施設数の増加により、誰でも入学することができ、国家試験の合格率が低くなり、鍼灸師の質の低下が懸念されている。さらには診療報酬等の不正請求や患者に対する不適切な行為など国民の信頼と期待を裏切るような不祥事や、終戦直後に起きたG H Q旋風を思わせるような鍼灸の安全性が疑われる事件も起きていく。今こそ業界が結束して鍼灸師の資質向上を図ると共に、法令の遵守と鍼灸の安全性証明に努めなければ国民から完全に見放され、日本の伝統医療である鍼灸を未来に繋ぐことさえもできなくなるであろう。

時代と共に鍼灸を取り巻く環境も変化

している。近年、鍼灸の受療率が低迷しているとは言え、高齢者の介護、終末期医療での緩和ケア、リハビリテーション、心のケア、美容、さらには地震などによる災害現場での救護活動など、終戦直後には考えられなかつた分野で鍼灸の需要性が高まっている。また、鍼灸師は東洋医学と西洋医学の両方の教育を受けている唯一の医療従事者として病院の医師と連携し、戦前から提唱してきた東洋医学と西洋医学の融合が図られている。さらには、海外で日本の鍼灸が評価され、国際交流も盛んになり、GHQ旋風で活躍した先人でさえも予想しなかつたことが展開されている。この「前向きな変化」を「絶好の機会」と捉え、現代社会に対応できる鍼灸師を育成しなければ業界は発展しない。既存の鍼灸師に対する再教育を主導した先人は、敗戦による混乱の中でも鍼灸の未来を切り拓くために、教育改革に乗り出した。現在、教育現場が挑んでいるカリキュラムの改正も教育改革のひとつであり、鍼灸の未来に繋がることである。先人のように未来を見抜く力を持ち、恐れることなく教育改革に取り組めば、現代社会に対応できる鍼灸師を数多く輩出することができ、日本の伝統医療である鍼灸の「永遠の使命」である「国民の健康維持への貢献」にも繋がるのではないだろうか。

【謝辞】

教員である私にとって本研究は、その背景にある数多くの歴史的事実、そして来年度(2018年(平成30))からのカリキュラム改正について考える良い機会となりました。再教育講師養成講習会は単なる過去の出来事ではなく、現在そして未来に繋がる重要な出来事です。今後も研究を継続していきたいと思います。

本研究では中島富夫先生をはじめ、多くの方々のお力添えをいただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

【おことわり】

1. 本稿では、占領下当時の日本の様子を正確に伝えるために特定の障害を敢えてそのまま表記しました。ご理解ください。
2. 「GHQ旋風」は、GHQの最高司令官であったダグラス・マッカーサー元帥の名を冠して「マッカーサー旋風」とも呼ばれていますが、本稿では「GHQ旋風」と表記しました。また、この2つの名称は業界から生まれた名称であり、一般には使用されていません。
3. 当時、「東洋医学」は「漢方医学」、または「皇漢医学」とも呼ばれていますが、本稿では「東洋医学」と表記しました。

【注釈】

- 1) 現在、よくおんかんの敷地は「浴恩館公園」として整備され、建物は「小金井市文化財センター」として保存されている。市民の憩いの場であると共に、日本の鍼灸の歴史にとって戦後の鍼灸教育の原点であり、再教育講師養成講習会の面影を伝える貴重な存在である。
- 2) 『GHQ／S C A P文書』の中に身分法制定に関するGHQと厚生省との協議の様子を記録した覚書が収蔵されているが、その題名が“Regulation of Questionable Medical Practice”(1947年(昭和22)10月22日付)であり、邦訳すると「怪しげな(疑わしい、いかがわしい)医療」となる。当時、GHQが抱いた日本の鍼灸の印象は決して良いものではなかつたことが分かる。
- 3) 医学専門学校は戦前から戦中にかけての旧学制における医師養成学校のひとつである。当時、医師養成学校として大学医学部と医学専門学校の2つがあった。戦後、医学教育が大学教育に一本化されることになり、医学専門学校(大学医学専門部を含む)はGHQの審査によりA級校とB級校に選別され、A級校は旧制の医科大学に昇格し、学制改革により新制大学に移行した。石川日出鶴丸博士ひでつるまるが校長を務めていた三重県立医学専門学校もその渦中にあり、石川博士が三重県立医学専門学校附属病

- 院内に設置した鍼灸療法科の存在が学校存続・医科大学昇格の争点になっている。GHQ旋風が起きる前の三重軍政部のワイスマン軍医中尉との会談は石川博士にとって鍼灸存続と同時に学校存続を賭けた重要な会談であり、医学者として、そして教育者として慎重に対応した理由も分かる。
- 4) 後年、「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」は鍼灸師の医療従事者としての位置付けを強化するために、法律の名称から「営業」を外した「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」(1951年(昭和26)4月1日 法律第116号)として改正された。それに伴い附属法令である「学校養成施設認定規則」も改正されたが(「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」(1951年(昭和26)9月13日制定 文部省・厚生省令第2号))、授業時間数が4865時間に減少している。その理由として、盲学校から「専門教科の時間数が多過ぎるため、選択教科をとる余裕がない」という意見があったことが挙げられる(国立公文書館所蔵。省令改正案(全部改正)あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師学校養成施設認定規則。1951年(昭和26)8月15日付)。当時、身分法制定によるカリキュラムの改正が教育現場に負担を与えていたことが分かる。
- 5) 東方治療研究所は1969年(昭和44)に名称を「東洋医学研究所」に変更し、東京都渋谷区桜丘町に移転し、現在に至る。
- 6) 当時、再教育講師養成講習会の講師の選定について様々な意見があったようであるが、花田傳氏が『医道の日本』の中で講師の選定の過程を説明している。講師の条件として「専門学校以上の学歴があること」と「臨床経験が10年以上あること」、そして「人の師として恥ずかしからぬ者」があり、その条件をもとに東京付近を中心に該当者の履歴書を取り寄せている。講師の選定には東北・関東・近畿・九州の業者代表と板倉武博士などが当たり、鍼、灸、按摩、マッサージの原論・実技に関しては、各講

師に自説での講義を依頼している。このことについて花田氏は「講義で述べた講師の自説が日本鍼灸マッサージ師会連盟の考え方ではない」と示している(花田傳、釜瀬先生の「邪道に排す」に対し研究所より、医道の日本1948年11月号:4-5)。

- 7) 再教育講師養成講習会の初日である9月12日の東京の平均気温は28.0°C、最高気温は32.8°C、最低気温は25.3°Cであり、その後も暑い日が続いている。また、16日にはアイオン台風が関東地方に上陸し、大雨に見舞われている(気象庁ホームページ「過去の気象データ」<http://www.data.jma.go.jp>)。
- 8) 再教育講師養成講習会の講習費は無料であり、佐賀県では5名の代表者を送っているが、1人3万円(1948年(昭和23)当時、国家公務員の大卒初任給は2990円)の助成金を支給している。受講生の交通費や滞在費、留守宅の生活費として支給されたと考えられる(東京に於ける再教育講習会受講の情況。医道の日本1948年9・10月号:13)。

【引用文献】

- 1) 横口鉄之助、マッカーサー旋風と鍼灸 石川日出鶴丸博士の回想:17.
- 2) 杉原正晟、本校初代校長 山崎直文先生の足跡、明治東洋医学院同窓会出版部、1981:25.
- 3) 全国鍼灸マッサージ制度対策実行委員会報告第一報、日本鍼灸マッサージ師会連盟、1947.
- 4) 横口鉄之助、マッカーサー旋風と鍼灸 石川日出鶴丸博士の回想:37.
- 5) 厚生省五十年史編集委員会編集、厚生省五十年史(記述篇)、(財)厚生問題研究会、1988:670.

【参考文献】

- 1) 花田傳、岡部素道、小林勝馬、戸部宗七郎、氣賀林一、マッカーサー旋風 鈎灸師法の制定をめぐって、医道の日本、1976;10:3-22.
- 2) 青地正徳、赤羽幸兵衛、駒井一雄、花田傳、原志免太郎、藤井秀二、保宝弥一郎、針灸

- 界の長老を称える. 医道の日本. 1978 ; 7 : 4-37.
- 3) 戸部宗七郎. 『医道の日本』小史. 医道の日本 1969 年 5 月号 300 号特集 : 613-630.
- 4) 発端より今日 (10 月 30 日)までの業界の動き. 医道の日本. 1947 ; 11 : 1.
- 5) 全国鍼灸マッサージ制度対策実行委員会報告 第一報. 日本鍼灸マッサージ師会連盟. 1947.
- 6) 板倉武. 再教育に関する参考文 『鍼灸、按摩、マッサージ術に就いて—その治療価値と将来の問題—』. 日本鍼灸マッサージ師会連盟. 1947.
- 7) 板倉武先生顕彰記念文集編集委員会. 板倉武. 医聖社. 1989.
- 8) 再教育講習要録. 神奈川県はり、きゅう、あん摩、マッサージ師会連盟編集.
- 9) 国立公文書館所蔵. (財) 東方治療研究所設立許可の件 (東京). 東医第 3255 号. 厚生省医務局医務課作成. 1948 年 9 月 20 日付.
- 10) 坂本貢. 鍼灸術禁止に就て. 帝国鍼灸医報. 1947 ; 11 : 11.
- 11) 樋口鉄之助. マッカーサー旋風と鍼灸 石川日出鶴丸博士の回想.
- 12) 記念誌発刊専門委員会編集. 三重大学医学部五十年史. 医学部創立 50 周年記念事業委員会(三重大学医学部および同三医会). 1995.
- 13) 日本鍼灸医会報告. 日本鍼灸医会. 1947.
- 14) 全国盲学校理療科教育連盟. 理教連二十年史. 1973.
- 15) あん摩さん “業権” の叫び. 朝日新聞. 1947 年 10 月 31 日付.
- 16) お灸問答に終始. 読売新聞. 1946 年 1 月 9 日付.
- 17) 厚生省五十年史編集委員会編集. 厚生省五十年史 (記述篇). (財) 厚生問題研究会. 1988.
- 18) 厚生省 20 年史編集委員会編集. 厚生省 20 年史. 厚生問題研究会. 1960.
- 19) 国立国会図書館所蔵. 国会会議録.
- 20) 高田浩運. 厚生行政 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法について. 日本医師会雑誌. 1948 ; 1 : 44-45.
- 21) 杉山章子解説・訳. GHQ日本占領史第 2 卷 公衆衛生. 日本図書センター. 1996.
- 22) C. F. サムス著. 竹前栄治編訳. DDT 革命 —占領期の医療福祉政策を回想する—. 岩波書店. 1986.
- 23) 二至村菁. 日本人の生命を守った男—GHQ サムス准将の闘い. 講談社. 2002.
- 24) アメリカ国立公文書館, 国立国会図書館所蔵. GHQ/S C A P 文書.
- 25) 米国メリーランド大学図書館, 国立国会図書館所蔵. ゴードン・W・プラング文庫.
- 26) 柳谷正子. つむぎの人(1), (2), (3). 医道の日本. 2002 ; 3-5.
- 27) 溝口秀雪, 泉秀幸, 小山浩司, 笹木正悟. 日本におけるトレーナーの変遷. 東京有明医療大学雑誌. 2010;2 : 37-44.
- 28) 勝井恵子. 橋田邦彦研究 —ある「葬られた思想家」の生涯と思想—. 日本医史学雑誌. 2010 ; 56(4) : 527-538.
- 29) 勝井恵子. 橋田邦彦における「医」の三要素. 日本医史学雑誌. 2010 ; 56(4) : 473-483.
- 30) 箕輪政博, 形井秀一. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師学校養成施設の変遷と現状 —特にその創立期に着目して—. 全日本鍼灸学会雑誌. 2006 ; 56(4) 644-655.
- 31) 社団法人東洋療法学校協会. 関係法規 —第 7 版—. 医歯薬出版. 2017.
- 32) 厚生労働省. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則等改正 (概要).
- 33) 厚生労働省. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設授業時間等の変遷.